

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	30	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	中小企業等の貸倒引当金の特例	
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業の経営基盤の強化を図るため、中小企業の貸倒引当金の繰入りに係る事務負担の軽減を図るとともに、事業協同組合等（以下「組合」という。）における貸倒引当率を増加させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び、組合の健全な取引活動を支援するため、貸倒引当金の繰入限度額に係る損金算入の特例措置の適用期限の延長を図る。（平成24年度末まで）</p> <p>・特例措置の内容 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長について法人税において、当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第57条の10、第68条の59において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号	
減収見込額	(平年度) - () (単位:百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業の経営基盤の強化を図るため、中小企業の貸倒引当金の繰入りに係る事務負担の軽減を図るとともに、事業協同組合等（以下「組合」という。）における貸倒引当率を増加させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び、組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 組合が実施する共同経済事業は、営利性を強く有するものではなく、剰余が発生しにくいものである。共同経済事業の内容に応じて、売掛債権（原材料の共同購入）、貸付債権（資金の貸付）、金銭債権（共同販売）を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は原材料等の仕入れや製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業組合制度は、中小企業者が経営資源を補完し合い、協同して事業を行うことにより、本来、中小企業者が保有する機動性、柔軟性、創造性等を活かし、創業、新事業創出、経営革新等を図るための制度であり、「中小企業基本法」において「中小企業の事業の共同化のための組織の整備」(第16条)と、また、「中小企業憲章」の基本原則において、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。</p> <p>中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。</p> <p>4. 中小企業・地域経済産業政策 21 経営革新・創業促進</p>																													
	政策の達成目標	<p>中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図るため、業種ごとに中小企業(法人全般)よりも低い水準に留まっている組合の貸倒引当率を、中小企業(法人全般)並の水準まで引き上げる。</p>																													
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間																													
	同上の期間中の達成目標	<p>【主な業種の貸倒引当率の比較】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">中小企業 (法人全般)</th> <th colspan="2">組 合</th> </tr> <tr> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸小売業</td> <td>1.65%</td> <td>1.09%</td> <td>1.11%</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>1.71%</td> <td>1.67%</td> <td>1.69%</td> </tr> <tr> <td>割賦販売小売業</td> <td>2.42%</td> <td>2.04%</td> <td>1.24%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>1.36%</td> <td>1.13%</td> <td>1.25%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>2.66%</td> <td>2.41%</td> <td>2.13%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>1.77%</td> <td>2.09%</td> <td>2.64%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：中小企業(法人全般) 民間データベース等の情報をもとに中小企業庁推計(平成20年11月) 組合 全国中央会調査)</p>		中小企業 (法人全般)	組 合		H20年度	H21年度	卸小売業	1.65%	1.09%	1.11%	製造業	1.71%	1.67%	1.69%	割賦販売小売業	2.42%	2.04%	1.24%	サービス業	1.36%	1.13%	1.25%	建設業	2.66%	2.41%	2.13%	運輸業	1.77%	2.09%
	中小企業 (法人全般)	組 合																													
		H20年度	H21年度																												
卸小売業	1.65%	1.09%	1.11%																												
製造業	1.71%	1.67%	1.69%																												
割賦販売小売業	2.42%	2.04%	1.24%																												
サービス業	1.36%	1.13%	1.25%																												
建設業	2.66%	2.41%	2.13%																												
運輸業	1.77%	2.09%	2.64%																												
有効性	政策目標の達成状況	<p>主な業種の貸倒引当率を中小企業と比較すると、卸小売業は組合1.11%対中小企業1.65%、以下、製造業は組合1.69%対1.71%、割賦販売小売業は組合1.24%対2.42%と依然として低い水準に留まっている。</p> <p>なお、割賦販売小売業については、平成18年貸金業法の改正に伴いクレジット事業から撤退し、貸倒引当率は減少傾向にある。現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【貸倒発生組合数及び貸倒発生件数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>846</td> <td>754</td> <td>773</td> <td>828</td> <td>911</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>15,228</td> <td>2,262</td> <td>2,319</td> <td>3,972</td> <td>2,186</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計)</p>		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	発生組合数	846	754	773	828	911	発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186											
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度																									
発生組合数	846	754	773	828	911																										
発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186																										
要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰入実施見込組合数</td> <td>9,204</td> <td>9,204</td> </tr> <tr> <td>特例利用見込組合数</td> <td>8,808</td> <td>8,808</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	繰入実施見込組合数	9,204	9,204	特例利用見込組合数	8,808	8,808																					
	H23年度	H24年度																													
繰入実施見込組合数	9,204	9,204																													
特例利用見込組合数	8,808	8,808																													
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>民間における需給ギャップが深刻化する中、中小企業の倒産比率が高水準で推移している。組合の主力事業である共同購買等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。なお、組合は、経済情勢に対応した貸倒引当金を設定し貸倒れに備えている。</p> <p>本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p>																														

【中小企業倒産比率の推移】					
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
倒産比率	1.27%	1.02%	1.16%	1.55%	1.50%

(出典: 中小企業白書、法務省「登記統計」の情報をもとに算出)

【地方減税額の推移】

(単位: 百万円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
個人住民税・法人住民税	432	94	91	512	227
法人事業税	409	89	86	140	214
地方税減収見込額	841	183	177	652	441

(出典: 全国中小企業団体中央会調査)

当該要望項目
以外の税制上の
支援措置

【国税】

- 法人税率の軽減(法人税法第66条、同法第99条)
- 法人税率の特例(租特法第42条の3の2)
- 加入金の益金不算入(法人税法第22条、同法第2条)
- 事業利用分量配当の損金算入(法人税法第60条の2)
- 留保所得の特別控除制度(租特法第61条、同法施行令第37条)
- 等

【地方税】

- 事業税の軽減税率の適用(地方税法第72条の12)
- 事務所及び倉庫の固定資産税の非課税(地方税法第348条)
- 等

予算上の措置等
の要求内容
及び金額

本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。
なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の22%の軽減税率が適用されているほか、貸倒引当金の特例、留保所得の特別控除等各般の税制上の支援措置が講じられている。

相当性

上記の予算上
の措置等と
要望項目との
関係

法人税率の22%の軽減税率は、以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。

- (1) 組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。
- (2) 組合は、具体的には、共同購入、資金の貸付け、共同販売、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、これらの共同経済事業は、営利性があるものではなく、剰余が発生しにくいものとなっている。また、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。

貸倒引当金の特例については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の16%増しとすることが認められている。

留保所得の特別控除は、出資総額1億円以下の財務基盤が脆弱な組合に限定され、中でも設立後10年以下の組合を中心に更なる内部留保を図るため、剰余金の32%を損金算入することが認められている。

以上の3つの支援措置は、いずれも内部留保の充実に関わるものではあるが、

- (1) 軽減税率により全ての組合について共通に内部留保の充実を図り、
- (2) 貸倒引当金の特例により、組合が行う事業のリスクに対応した形での引当の上積を認めるものであり、その結果、中小企業全般の連鎖倒産を防止する効果をもたらす、組合が実施する共同事業の継続性と組合員の利益の保護を図り、
- (3) 特に財務基盤の弱い組合に対しては、留保所得の特別控除により内部留保の充実を加速させる

こととしており、それぞれ、内部留保の充実を図ることの対象又は目的が異なり、これらの3つの特例措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。

また、組合が利用できる他の税制として、持分調整金としての加入金の益金不算入(法人税法第22条)、徴収しすぎた賦課金の返還を目的とした事業利用分量配当の損金算入(法人税法第60条の2)等があるが、これらの措置はいずれも組合の事業遂行上、必要な措置となっている。なお、地方は、本制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する事業協同組合等が安定した財

		<p>政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものである。</p>
	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。</p> <p>貸倒引当金の繰入れを十分に行うことによって、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>現在の経済情勢の下で、組合が貸倒引当金を十分に繰り入れるためには、組合員等への影響の大きさに鑑み、引当金の繰入率の割増を継続することが有効である。</p>
	<p>ページ</p>	

平成22年6月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、平成21年度の本税制利用組合数は全体の約2割（9,204組合）が貸倒引当金を見積もっており、このうち約9割（8,808組合）が割増特例措置を利用している。

【貸倒引当金適用実績の推移】 (金額単位：百万円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
減税額実績	2,498	548	524	857	1,310
引当金繰入額 (1組合平均)	107,307 (16.1)	19,805 (2.5)	18,746 (2.4)	30,342 (3.5)	45,100 (4.9)
引当金取崩額	35,411	16,042	18,933	33,983	45,551
組合総数	41,140	40,419	40,054	39,862	39,165
繰入実施組合数 (実施割合)	6,665 (16.2%)	7,922 (19.6%)	7,811 (19.5%)	6,896 (17.3%)	9,204 (23.5%)
特例利用組合数	5,239	7,217	7,194	6,420	8,808
特例繰入限度額 (1組合平均)	9,430 (1.8)	13,712 (1.9)	13,669 (1.9)	22,470 (3.5)	21,139 (2.4)

(出典：全国中小企業団体中央会調査による試算・推計)

なお、貸倒引当金の繰入実施組合は全体の2割程度となっているが、平成19年3月の全国中央会「中小企業組合実態調査」によると、組合の重点事業として「共同購買・仕入事業」「共同販売事業」が上位を占め、債権回収リスクが比較的高い事業（原材料の共同仕入れ、共同販売など）を実施している組合は全体の約2割であり、本税制は実質的な適用対象組合にはほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。

【組合の重点事業の割合】

	重点事業としている組合の割合
共同購買・仕入事業	26.9%
共同販売事業	13.5%
事業資金の貸付事業	6.4%
レンタル事業、前払式証票事業	2.8%
金融機関に対する債務保証事業	2.5%

(出典：平成19年3月全国中小企業団体中央会「中小企業組合実態調査」 回答組合母数：13,158組合)

【引当実施組合の業種別割合の推移】

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
製造業	29.8%	31.1%	32.2%	27.4%	34.9%
建設業	15.9%	15.3%	14.8%	16.9%	13.6%
運輸業	8.1%	8.4%	7.2%	9.0%	7.8%
卸売業	6.3%	6.9%	6.3%	6.3%	7.5%
小売業	13.8%	13.5%	14.5%	13.0%	13.9%
サービス業	16.1%	17.0%	14.5%	17.8%	16.2%

(出典：全国中小企業団体中央会調査)

税負担軽減措置等の適用実績

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

民間における需給ギャップが深刻化する中、中小企業の倒産比率が高水準で推移している。組合の主力事業である共同購買等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。なお、組合は、経済情勢に対応した貸倒引当金を設定し貸倒れに備えている。

本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。

【中小企業倒産比率の推移】

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
倒産比率	1.27%	1.02%	1.16%	1.55%	1.50%

(出典：中小企業白書、法務省「登記統計」の情報をもとに算出)

前回要望時の達成目標

組合の経営基盤の安定、強化を図ることにより、組合が行う経済事業活動の活発化を図る。具体的には、事業協同組合等における貸倒引当率を中小企業（法人全般）並みの2%程度に引き上げること。

業種に応じて貸倒引当率は異なるため、一律に2%程度に引き上げるといった趣旨ではない。

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	現下の厳しい経済情勢により、組合における貸倒件数は年々増加傾向にあり、未だ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。				
	【貸倒発生組合数及び貸倒発生件数の推移】				
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
発生組合数	846	754	773	828	911
発生件数	15,228	2,262	2,319	3,972	2,186
(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計)					

これまでの要望経緯	昭和25年度 貸倒準備金制度創設 昭和39年度 貸倒引当金への変更 昭和41年度 中小企業の特設創設(割増率20%) 昭和55年度 中小企業の割増率の縮減(割増率20% 16%) 平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 平成17年度 2年延長 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長
-----------	--